

いつ起こるかわからない地震に備えて…

『地震危険補償特約』 のオススメ



組合員である中小企業者や個人事業主の皆さんを
地震等の自然災害から守り、事業継続を可能とする特約です!

地震危険補償特約で万が一に備えましょう!

火災



地震により火災が
発生し家が焼失した

地震



地震により
家が倒壊した

津波



津波により
家が流された



青森県火災共済協同組合



普通火災共済
(工場物件含む)



総合火災共済



新総合火災共済

『地震危険補償特約』のお支払いについて

1 お支払いする地震共済金

地震危険補償特約では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物が「全壊」「大規模半壊」「半壊」に該当する場合に地震共済金をお支払いします。

地震共済金は、実際の修理費ではなく損害の程度に応じて地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊 	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100% (時価が限度)
大規模半壊 	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価の60%限度)
半壊 	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価の30%限度)



損害の程度である「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定は、リ災証明書が発行された場合は、リ災証明書の被害認定に基づき地震共済金を支払います。なお、非住家物件に対してリ災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

※リ災証明書とは、地方自治体が、地震等により損害を被った建物について調査を実施のうえ、認定する被害程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の区分)を記載する証明書です。

2 地震共済金をお支払いできない主な場合

1. 損害の程度が半壊に至らない場合
2. 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
3. 門・塀・垣のみに生じた損害
4. 損害の程度が全損と認定された場合は、地震危険補償特約の補償はその損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。



3 その他

1. 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
2. お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等で支払う地震共済金総額が会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
3. 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。

共済の対象は「建物」に限ります!



地震危険 補償特約



『地震危険補償特約』のご加入にあたって

1 ご加入の対象

住宅に限らず、店舗・事務所・工場など新耐震基準である昭和56年6月以降の「建物」が対象となります。
(新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合には、昭和56年5月以前の建物もお引受けすることができます。)
家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等の動産は対象になりません。

2 地震共済金額

物件に関わらず、地震共済金額を主契約の共済金額の30～50%の範囲内で1,000万円を限度として設定します。

3 『地震危険補償特約』の共済掛金例

例) 建物の地震共済金額が1,000万円の場合

所在地	住家物件 居住の用に供する建物		非住家物件 住家物件以外の建物	
	イ構造 ^(注1) (耐火構造)	ロ構造 ^(注2) (非耐火構造)	イ構造 ^(注1) (耐火構造)	ロ構造 ^(注2) (非耐火構造)
青森県	5,600円	9,700円	8,200円	14,200円

(注1)イ構造…耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物等 (注2)ロ構造…イ構造以外の建物

4 地震保険料控除

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とする地震危険補償特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となります。地震保険料控除とは、この特約の払込共済掛金に応じて、一定の額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の所得金額から差し引かれる制度です。

※ただし、「所得税法施行令」第二百十三条により主契約の共済金額が5,000万円以下の契約が対象となります。

	控除対象額
所得税	地震共済掛金の全額 (最高50,000円)
個人住民税	地震共済掛金の1/2 (最高25,000円)



1 地震危険補償特約は どのような役目を果たすの？

地震危険補償特約は地震への備えとなり、被災後の当面の生活や事業継続を支える共済です。地震危険補償特約の共済金だけでは必ずしもとどおりの建物を再建できませんが、生活や事業の再建に大切な役目を果たします。



2 地震危険補償特約は なぜ必要？

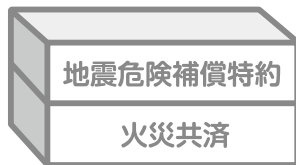
火災共済では、建物の火災による損害などを補償しています。しかし、**地震による火災および倒壊などは、火災共済では補償されません。**したがって、地震による損害に備えるには**地震危険補償特約が必要**です。

損害の原因	火災共済	地震危険補償特約
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震などにより延焼・拡大した火災も補償されません。

3 地震危険補償特約は 単独で加入できますか？

地震危険補償特約は、**単独では加入できません。**火災共済にセットで加入する必要があります。
※共済期間は原則1年、最長5年となります。



4 支払われる地震共済金は、 どうやって決まるの？

建物の損害状況により全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに認定されます。全壊は地震共済金額の100%、大規模半壊は60%、半壊は30%の地震共済金が支払われます。地震共済金を迅速かつ公正にお支払いするために3区分としています。

※損害の程度が半壊に至らない場合や門・塀・垣のみに生じた損害の場合などは地震共済金は支払われません。



5 地震危険補償特約は 何が補償の対象なの？

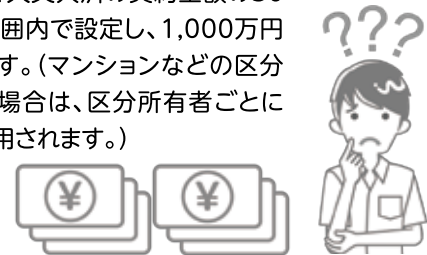
建物が補償の対象です。居住用の建物に限らず、事業用の建物も補償の対象になります。

※家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等の動産は対象になりません。



6 契約金額(地震共済金額)は どのように設定すればいいの？

契約金額は、火災共済の契約金額の30～50%の範囲内で設定し、1,000万円が限度額です。(マンションなどの区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。)



7 特約の掛金は どうやって決まるの？

物件の所在地(都道府県)や居住用、事業用などの建物の種別・構造によって決まります。



このチラシは地震危険補償特約の概要を説明したご案内文書です。お引き受けに関する事項、共済金をお支払いできない場合等、詳細につきましては、「重要事項説明書」および「地震危険補償特約」をご覧ください。以下の取扱組合または取扱い代理所へお問い合わせください。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱組合 **青森県火災共済協同組合**
 営業本部 / 青森市新町2丁目8-26 (青森県火災共済会館2F)
 Tel.017-777-8111 Fax.017-723-3192
 弘前事務所 / 弘前市上鞆町18-1 (弘前商工会議所会館4F)
 Tel.0172-32-7436 Fax.0172-33-4759
 八戸事務所 / 八戸市堀端町2-3 (八戸商工会館5F)
 Tel.0178-24-2243 Fax.0178-46-3448
 取扱店 / 商工会議所(青森市・八戸市を除く)・県内商工会・その他各地区取扱代理店
 ホームページ <http://www.kyosai-aomori.jp/>

取扱代理所